

関係しないんだが、一該にいえないもんですか  
ら、この公道は決定はなくて所有は設置は  
也、それから但し書きで公道の場合には大  
体但し書きで重量運搬物なんかのために  
こわれたのが多い話です。公道の場合には  
又掘ってからの命かかりますので道路の  
何で延滞がぶくれ上ったのか掘ってからの  
命かかりますので、結局、この但し書きを  
適用しまして市が修理一斉む、ている言  
です。公道の場合、但し二れをどこからど  
までと云えないもんですから、実際は需  
要者の負担だといいたがら公道上の場合  
には私共持っています。

### 20番

前の14条にかえり打ち、ですから公道において  
日ね、自分の家の近くから本管が通っていた  
ら何するに反対側に引、けり場合は5メ  
ートルか10メートル横断する場合は又10倍  
位に増りますね、何ういふ不合理がある話  
ですよ、ですから、公道の部分は何、メー  
ターまでと何とにせよなくて、せめて西側に側溝  
のね、何は、までいわれる公道ですよ、公道の  
部分においては、市の水道部がやるんだと  
いうことには、何ういふことも難しいとい  
うこともなる話ですよ、この4条に付する考え方は  
変わっていませんか。

第14条です。

水道部長

新設の場合にはあくまでもこの条例に14条  
で示す通りで、まだ考えをかえよう  
とは思っていません。

20番

将来かえるという考えはないですか。

水道部長

今で将来というにはなりません。

20番

将来というても遠い将来じゃないですよ。私が  
申し上げるのは復帰のときで、いわゆる水道  
事業としての収支もどうなるか分らないからどう  
なるか分らないと申し上げるのですね。基本的にで  
きないというお考えなのか。

水道部長

基本的に申し上げるとこれは基本的にできない  
とは申しません。なぜならば、市町村によっ  
ては違う所もある筈です。

市町村によつては、この公道の部分は市町村  
負担だという所もある筈ですから、根本的  
にできないという意味じゃなくて、ただ私が  
申し上げたのは、今の時点で、これかえる  
と何となくできないと申し上げたという  
筈でございまして。

20番  
断言はできないと

北海道部長

これはもと掘り下げてみますと、北海道の場合には、公営企業法の3条にあります通り、独立採算性というのが打ち出されておりますので、これをもちた場合には、結局は市町村調べたら料金も高い訳です。だから根本的にやると、これだけ一方だけ見た場合には、じゃ穴は誰が負担するかという格好になりますので、いいかえれば、勿論運営がまずくてこういうことができれば、これはどうでもやらなくちゃいけないというところまでできるとは思いません。片方はくぼんだ場合には、片方が上がってくるという例がありますので、今時点、で、これをひかけて、じゃ料金をもう少し上げて、頂きたいというふうな格好にもすれば、又別なんです。料金も又おれらく改訂の時期は遠からずくると思えます。運への負担にもあります。これをかみ合わせて考えたらどうかと思えますが、すぐ現時点では業債いいと

20番  
もう一点だけ参考に関しますかね。算のち市町村を通して、一需量並みの料金で売っていくんだというところで、ね、復帰後は、

水道部長  
基本的に考えております。

20番  
これは琉球政府の方針でしょう

水道部長  
琉球政府としても、日本政府としても政府じゃなくて代表したい方からは、そういう意見です。

20番  
だいたい既定方針ですね。

水道部長  
しかし、まだ相手の方ができないものから、はっきりした返事はできない話です。

20番  
既定方針ですね。

水道部長  
はい

20番  
どつした場合には今までの4支ですね増  
収か見込まれるかですね。大体でよろしい  
です。

水道部長  
大きな増収になります。

20番  
大きな増収になる。しかし、これは総合的に考えて、いろいろな問題をいかに解決するかを考慮してやるという考えである。

水道部長  
はい。この時点では大川にこれだけおぼけてまだ前向きな考えもたくさん出てくると思います。

20番  
いろいろ天下の公道の都合について

水道部長  
当然、水道の料金は変えるのがたて前でござりますので。

4番  
現在トータルの使用料取っておりますか、

営業課長  
トータル使用料は68年の1月から撤廃して取ります。

4番  
撤廃していらっしゃるね。これはあくまでも\*

ターは市の管理という事ですね。大体ター  
の寿命は大体何年位でターの故障或  
いは取り替えや、お持ちですか。

営業課長

通常法的には、8年ですけど、法的には  
8年です

4番

何か30年で

営業課長

30年では止ってしまうという個々によつて違  
いですけど、たいてい、通常3年で動かなくなると  
いうことになっていきますけれども、常時検査の  
ときに記録を出してこれによつて取り替える  
や、お持ちし、一定したお持ちまでにはお持ちして  
お持ちせん。

4番

す、この規定の改正が、68年9月1日にさ  
のこの家庭用の範囲が、アースとこの  
ものに含めたのは、68年9月1日の改正です  
か。

営業課長

法令の事例に於いては、67年6月28日に制  
定されてお持ちですか。これに基づく施行規定は

27年の7月1日です。

4番

この場合に20のレポートは入った訳ですね

営業課長

よりです。

4番

これ以前は、家庭用は家庭用として処理して物、入りますね。これに問題があります。いつかまにかんぬかおりにまけて、我々は各借屋人にいろいろ通知がきたという言大で問題があります。借家人というのは自分の住居を造らないので非常に零細な方が多いんです。同じような目的で使用されておるんだが、1世帯当り50センチ取るといふ自体が非常に問題があると思うんです。充分なる検討をお願いたします。

17番

1点お伺いします。9条2項ですね。空地と公道は明記した方が、いいんじゃないですか。ということば、この前、政府道でですね。土運搬車が何したのを修繕した訳です。これが会社請求が来ておりましたか。だから、この曖昧な点をや。ていたら後でこのように請求してですね。おれう人もおれし、或いはおれぬ人もおれしとこのように格好になり

はせんか、この辺はどうかお考えですか。

水道部長

ご指摘の点が確かにございまして、去った4月16日ですか、公道上で故障が出て、まして、ちょうど日曜日に当りますので車が固わらんである給水指差店に依頼して直した言えです。取り止めとか何とかおつかして緊急を要したもんで、修繕費をこの修理専員にございませぬので、この人達お市のものをやるという事はほんとうに、1回あるかないか位の事な人です。かかる経費をこれを見て請求してしまふということを取にして、これは当然、まだ金も払って有りませんので、別にですが、自治会長を通じて一つお詫かむして、ちよだいとこの水道部が支払うという事で話し合つておきます。これは、ほんとうに失策だ、たと思つておきます。日曜日で、この職員のいないとこの事故で依頼したらこのおからの経費を請求したと非常に取し、いことが発生してあります。お詫かむいたします。

17番

だから、きりしておかんとすね、今後です  
ね。

8番

第4条、これは去年の一般質問の中で問題に打ってありましたので、素い改正が出てあります。



ので、この中で意見の統一をや、てみたいと思  
います。この規則の21のA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、AA、AB、AC、AD、AE、AF、AG、AH、AI、AJ、AK、AL、AM、AN、AO、AP、AQ、AR、AS、AT、AU、AV、AW、AX、AY、AZ、BA、BB、BC、BD、BE、BF、BG、BH、BI、BJ、BK、BL、BM、BN、BO、BP、BQ、BR、BS、BT、BU、BV、BW、BX、BY、BZ、CA、CB、CC、CD、CE、CF、CG、CH、CI、CJ、CK、CL、CM、CN、CO、CP、CQ、CR、CS、CT、CU、CV、CW、CX、CY、CZ、DA、DB、DC、DD、DE、DF、DG、DH、DI、DJ、DK、DL、DM、DN、DO、DP、DQ、DR、DS、DT、DU、DV、DW、DX、DY、DZ、EA、EB、EC、ED、EE、EF、EG、EH、EI、EJ、EK、EL、EM、EN、EO、EP、EQ、ER、ES、ET、EU、EV、EW、EX、EY、EZ、FA、FB、FC、FD、FE、FF、FG、FH、FI、FJ、FK、FL、FM、FN、FO、FP、FQ、FR、FS、FT、FU、FV、FW、FX、FY、FZ、GA、GB、GC、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK、GL、GM、GN、GO、GP、GQ、GR、GS、GT、GU、GV、GW、GX、GY、GZ、HA、HB、HC、HD、HE、HF、HG、HH、HI、HJ、HK、HL、HM、HN、HO、HP、HQ、HR、HS、HT、HU、HV、HW、HX、HY、HZ、IA、IB、IC、ID、IE、IF、IG、IH、II、IJ、IK、IL、IM、IN、IO、IP、IQ、IR、IS、IT、IU、IV、IW、IX、IY、IZ、JA、JB、JC、JD、JE、JF、JG、JH、JI、JJ、JK、JL、JM、JN、JO、JP、JQ、JR、JS、JT、JU、JV、JW、JX、JY、JZ、KA、KB、KC、KD、KE、KF、KG、KH、KI、KJ、KK、KL、KM、KN、KO、KP、KQ、KR、KS、KT、KU、KV、KW、KX、KY、KZ、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LI、LJ、LK、LL、LM、LN、LO、LP、LQ、LR、LS、LT、LU、LV、LW、LX、LY、LZ、MA、MB、MC、MD、ME、MF、MG、MH、MI、MJ、MK、ML、MM、MN、MO、MP、MQ、MR、MS、MT、MU、MV、MW、MX、MY、MZ、NA、NB、NC、ND、NE、NF、NG、NH、NI、NJ、NK、NL、NM、NO、NP、NQ、NR、NS、NT、NU、NV、NW、NX、NY、NZ、OA、OB、OC、OD、OE、OF、OG、OH、OI、OJ、OK、OL、OM、ON、OO、OP、OQ、OR、OS、OT、OU、OV、OW、OX、OY、OZ、PA、PB、PC、PD、PE、PF、PG、PH、PI、PJ、PK、PL、PM、PN、PO、PP、PQ、PR、PS、PT、PU、PV、PW、PX、PY、PZ、QA、QB、QC、QD、QE、QF、QG、QH、QI、QJ、QK、QL、QM、QN、QO、QP、QQ、QR、QS、QT、QU、QV、QW、QX、QY、QZ、RA、RB、RC、RD、RE、RF、RG、RH、RI、RJ、RK、RL、RM、RN、RO、RP、RQ、RR、RS、RT、RU、RV、RW、RX、RY、RZ、SA、SB、SC、SD、SE、SF、SG、SH、SI、SJ、SK、SL、SM、SN、SO、SP、SQ、SR、SS、ST、SU、SV、SW、SX、SY、SZ、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TI、TJ、TK、TL、TM、TN、TO、TP、TQ、TR、TS、TT、TU、TV、TW、TX、TY、TZ、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UI、UJ、UK、UL、UM、UN、UO、UP、UQ、UR、US、UT、UU、UV、UW、UX、UY、UZ、VA、VB、VC、VD、VE、VF、VG、VH、VI、VJ、VK、VL、VM、VN、VO、VP、VQ、VR、VS、VT、VU、VV、VW、VX、VY、VZ、WA、WB、WC、WD、WE、WF、WG、WH、WI、WJ、WK、WL、WM、WN、WO、WP、WQ、WR、WS、WT、WU、WV、WW、WX、WY、WZ、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XI、XJ、XK、XL、XM、XN、XO、XP、XQ、XR、XS、XT、XU、XV、XW、XX、XY、XZ、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YI、YJ、YK、YL、YM、YN、YO、YP、YQ、YR、YS、YT、YU、YV、YW、YX、YY、YZ、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZI、ZJ、ZK、ZL、ZM、ZN、ZO、ZP、ZQ、ZR、ZS、ZT、ZU、ZV、ZW、ZX、ZY、ZZ

営業課長

規定も改正しますので、この時点で充分検  
討していきます。

8番

検討するというにはある程度議会の意  
見も十分取り入れるということですか。

営業課長

はい、これは当然いたします。

議長

10分間休憩いたします。(午後2時55分)

議長

再開いたします。(午後3時8分)

20番

資料を要求しておきます。料金とみです。工事費の負担とかいろいろも関連いたしますので、現在宜野湾市の水道部が現在いわゆる水道公社から却て復水してありますね。その却料金とみから旧の条例の中に区分がありますね。いわゆる使用料金とみ、これの5/10以上のね、売上総体的な水量と金額とみ資料も原身い致します。

営業課長  
早速資料を提出いたします。

議長  
議案第87号につきましては、質疑の段階で継続審議といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと仰る)

議長  
ご異議ありませんので、継続審議と致します。

議長  
休憩いたします。(午後3時10分)

議長  
再開いたします。(午後3時14分)  
お諮りいたします。この際、日程を変更し、日

程第19議案第77号宜野湾市水道事業の設置に関する条例についてを先議したいと思ひます。これにご異議ありませんか。ご異議ありませんので、左様決定を致しました。

議長

継続審議中の議案第77号宜野湾市水道事業の設置に関する条例についてを再び議題といたします。本件につきましては、提案者から訂正の申し入れが有りますので、本件についての趣旨説明をお願いします。

営業課長

訂正の趣旨説明をいたします。先きに提出しました条例案の第2条の第2項(給水区域の問題)をごまごましますが、議会においても意見が出されて我々も一応内部で検討しまして当初の案は、いわゆる海岸線の田んぼ地帯ですが、これを除いてあったんです。これは事業認可のものをそのままこの趣旨の表えたまう竹橋女子で表示してありますが、表示のしかたにいろいろ問題が有りますので、今回これを全面的にはあして給水区域は市一円とする。但し市長が公益上必要と認めるときは、給水区域外に分水することができる。この給水区域外というのはあくまでも市外です。そういうふうにして弾力性を持たして設定してあります。

議長

只今訂正についての説明がございませ  
たが、これについての質疑を許します。

議長

只今議題としております議案第77号  
豊野湾中水道事業の設置に関する条例  
についての訂正の件につきましては、これを承認  
するに異議ございませんか。

(異議なしと答ふ)

議長

異議ありませんので、左様決定いたしました。

議長

再び議案第77号につきましては質疑を  
許します。

議長

休憩いたします。(午後3時18分)

議長

再開いたします。(午後3時20分)  
議案第77号につきましては質疑の段階  
で継続審議としたいと思っておりますが、異  
議ございませんか。

議長  
ご異議ございませんので、継続審議といたします。

議長  
日程第6議案第64号 日程第7議案第65号、日程第8議案第66号、日程第9議案第67号、日程第10議案第68号、日程第11議案第69号、日程第12議案第70号、日程第13議案第71号、日程第14議案第72号、日程第15議案第73号、日程第16議案第74号、日程第17議案第75号、日程第18議案第76号、以上日程第18号までの案件を一括議題といたしまして、全案件に対する質疑を許します。

議長  
休憩いたします(午後3時21分)

議長  
再開いたします。(午後3時24分)

20番  
5ページの宜野湾市清掃条例の一部を改正する条例についてお伺い致します。  
内たての身数料が"出ておりました"、これは308円換算でいい

..... 原法課長 .....

二応 360円を想定しそのいなかを貸上げとも関連してやっています。これについてはあくまでも360円とも限定はしてないです。

20番

これは12月に一世帯当たりとかいうのは、自治会との契約の場合にも210円以内と最高限度とかです。

原は課長

はい、はい、はい、はい。これの中に予算にもありましたが70円の掛け金を出さうというふうに。だから実算的には。

20番

これ他に対しては自治会との契約にあって個人との契約にあっては差額がついてはいけません。

議長

休憩いたします(午後3時25分)

議長

再開いたします。(午後3時26分)

20番

原は課長 今後はさうしないのがあります。今訂正はして週2回以上がなくなります。これ

は、個人契約でも自治会契約でも、一世帯  
当り210円と同一ですね。

厚生課長

いろいろです。

20番

従来は違う

厚生課長

なんです。45セントと30セントという数字があ  
りましたが。

20番

差がつかってましたね。二の点、ほいかで  
すか。

厚生課長

自治会と契約による場合には、実質的に  
は140円位に負担おんじょたいかと思、ま  
す。だいたい安くする話ですね。しかし個人  
契約の場合には210円。で、徴収も個人  
個人やらたいといふたいといふことによる話で  
す。しかし、我々としては、2回以上ということにな  
ってありますので、業者としては、自治会と契約  
しておきますので、2回以上確実にや。てもらって  
法的に処理しようというふうな考えで、一応  
自治会契約についてもいわゆる210円にしま  
うと、その代り、それ以上や。もらうように、我々

の方では、行政指導を強くしていいところのこと  
を考へておきます。

20番

この料金の算定は、70円が何かありますね。  
1世帯あたり月70円とこのも考慮に入れた。

厚生課長

210月のうち結局70円は市が補助金  
を出す訳です。そして実質的には個人は  
140円しかおさんといいことになる訳です。

10番

厚生課長に伺います。今の19番さんと  
関連して収集の回数が2回以上という  
ことですが、今までは自治会契約の場合は、  
月に10回と11日に契約されておりましたがね。  
これは、料金も又よくしたのがための値上げ  
だと思ふんです。これは2回以上という  
ことでは、2回とすればいいという  
ことになる訳ですか。特に月に10回  
なら10回というふうな  
やった方がよいと思うんですが、  
今の調子でいくならば、料金を上げて、  
又市からも負担を減らすけれども50セントから  
15セントについては、悪くはしても、よくはな  
らぬと思ふます。だからこれをよくするため  
のこの料金の改正、条例でもありまして、  
こちらにはもうおし業者とも相談はなして、せめて  
10日位の収集でもしてもらいたく、おの辺に



ついて。

### 厚生課長

週2回以上でありますので、我々としては、  
 1ヵ月以上や、てもらおうというわけで週2回以  
 上や、お持ちするわけで

例えば、自治会と契約や、てお持ちするので、  
 いわゆる取らなると業者の方がいわゆる例  
 えば、一週間に1回とした場合には、お持ちす  
 かえて業者として処理が、できないというよ  
 うなことになるので、週2回以上やります  
 とする取らうが、4回取らうが、その業者の運  
 営によ、てや、ていると思、いますので、週2回  
 以上にしまして、よ、して我々としては、どう  
 いうゴミが、道ばたに散らかさない前に収集  
 してもらおうというふうにして、いきたく、と思、います。  
 よ、うすることによ、て市民の方にもお願、いして  
 あります。が、ドラム缶設置された場合には、そ  
 のドラム缶の設置する場所、場合、い、わゆる入れ方  
 にも問題、是、夏があるんじゃないかなと懸念され  
 る言、いでござ、います。い、わゆる大きのを別にドラ  
 ムに入れ替、えても、よ、くに抱、いていいものとして  
 又ドラム缶の中に入れてしま、って、次から入れ  
 るものは、あ、ふれ出るという、こともありますので、よ、  
 うい、うことが、ないよう、に市民には、又、P・Rして  
 いきたく、と思、ってお、持ちます。週2回以上や、れば  
 ば、い、わゆる、た、い、ふ、今、より、よ、く、なるんじや  
 ないか、と思、ってお、持ちます。

10番

週2回以上というのですが、これは、今のドラム缶の配置程度において、これは、29ドラムをいつまでも使用するということにすればおですぬ、週に3回取っても同じような格好になる筈です。だからこれは週に2回以上という事にすれば、3回、4回も取ってもらえばいいですけれども、もし取らない場合においては、今のドラムの代わりに袋とか入れものを各家庭に配布してですね、あるいは各家庭収集しない限りは、2日、3日もドラムを使用する場合には充分ではないと思ふですよ。これら辺を一応できないうかがどうか。

厚生課長

この袋、収集又はドラム缶設置については、各々地域によって違ってくるんじゃないかと思ひます。

都市地域の場合でしたら、袋収集も可能になると思ふんですが、しかし、ドラム缶の設置する余裕のあるところ、又地域の住民が欲しているところ、こういうことを検討した場合には、全部が全部一該にドラム缶を廃止するという事は、今の状態では、ちょっと問題があるんじゃないかと、これ業者の方にもお願ひをしておるんですが、一応業者もまあ、よくは聞いては民のしやすようには業者が契約している地域によって違ってくるはずですから、こういうところ

を一緒に研究しようといふが話し合っている訳でござります。

10番

おっしゃる通り、これは収集される地域住民としても需要者の立場からする場合においては、相協力し合っただけでは、充分でないと思っております。先二ら辺においても各自治会長さんや市役所のオに何してもらいまして、一応先の指導面も又業者と共に話し合ってもらいたいと要望しておきます。

8番

今度の改正で自治会との契約というものが新しく設けられておりますが、これは、どういふ所ですか。特に料金は同じでありますか。

厚生課長

自治会との契約と申し上げますのは、いわゆる自治会の方が業者と契約しまして料金は自治会の責任において徴収していただいて、いわゆるできるだけ早く月の終わりにできるだけおた金を業者に渡してもらうという仕組みですね。各業者が各個人個人各家庭を回すのではなくて、自治会の方でそういう責任をわけてやってもらいたいというのが自治会の契約でござります。その件につきましては、現在、喜友名、伊佐、まゆ、

宇治泊・大謝名・野嵩・三区 に関しては  
いろいろ式でやっておきます。それ以外につ  
いては個人個人業者が回ってやっていける日  
ですから、いろんなトラブルがある話です。

8番

これは徴収面において業者がやって  
も120円払う自治会がやっても120円払  
わなければいけないと。

厚生課長

自治会については、市からの70円の補助が出  
ますのでですね。実質的には自治会契  
約している住民は140円しか支払っていない  
というところになる話です。現在は70円の補  
助をしようという考えでやってございまして  
この想定でやりたいと思っております。予算措  
置もいろいろある場合でやってございまして。

8番

この条例からした場合には業者が自治  
会と契約しても120円と払うんだと140円  
払わなければいけないというところになる話です  
ね。

厚生課長

なんかです、はい。市からの70円をプラスしてです  
ね。ですから、個人につきましては140円しか負  
担はないというところになる話であります。...

8番

自治会と契約した場合には徴収関係は自治会が見る訳ですか。

厚生課長

いいです。

8番

これでも業者に210円払わなければいけません。

厚生課長

以内ですから、自治会の契約でもって。

8番

20円だけ要求したら払わなければいけませんよ。

厚生課長

これは契約ですから。

8番

例えば個人と契約しても以内ですからね。これは100円支払ってもいい訳ですよ。条例の制定の趣旨からした場合、20円だけ自治会として面倒を見るのが、又業者も元々十分に集金の人夫費を払うものは手間は確かに省けると思いますが、これを分りたからこのように集金何人ですか。

厚生課長

いいですね。一応私達としては市町村の例も参考にしております。

8番

(聴取不能)

厚生課長

あ、それは規程でありますので、今から作る準備をしております。補助金交付規程ですね。

8番

補助は70円ですか。

厚生課長

70円で一応想定して予算を組んであります。

8番

この70円は業者の方にですか自治会にですか。

厚生課長

自治会の方によつて二れにプラスして70円の計算で業者に払うと

議長

今日の会議時間は議事の都合に

より早く、これを延長したいと思っておりますが、ご  
果議でございますか。

(果議 かしこぶ)

議長  
ご果議ありませんので、時間を延長することを  
決定いたします。

議長  
休憩いたします。(午後3時54分)

議長  
再開いたします。(午後3時56分)

4番  
清掃条例の一部改正という案件の字句的に  
也っておりますので、質疑を続けたらと思ってお  
りますが、その中、一応、別表の年数料が出て  
おりますが、根拠は大体、他市町村に似  
たということでしょうか。補添の場合、毎年で  
すか。訂正された額ですが、今年度改正し  
ておりませんか。

厚生課長  
あ、さ、通り補添の場合、2ヶ月前に  
してありますが、聞きまして所読み替えし  
か、どうなっていることですか。

4番

今年中部で清掃業組合で何か設  
されるというのを聞いておりますが、その場合  
に中部一帯全域にこの手数料を一定  
するんだというふうなあれですか、その組合  
からの何か要請とかは、これはまた「ご」いませ  
んか。

厚田課長

まだ来て「ご」いません。

4番

中部一帯は何か一定するというふうなことも  
聞いておりますが、これはまだ聞いておいた  
ら、この面は甚だ案でござい「ご」思いますので、業  
者との話し合いは、どうなっておりますか。要  
望としてどの位行っておりますか。

厚田課長

75セントで「ご」ります。

4番

まだ調整はとってないというふうな事ですね。

厚田課長

75セントの要求は来ておりますが、「こんなべらほ  
うなことはできない」ということは云ってあります。  
徴収する年間とか、世帯町村の均衡とか  
で、いい。



4番  
均維持はとらんといいけませんので、これはいい  
ですか、中部からの要望はたゞい言ですわ。  
はい、わかりました。

議長  
休憩いたします。(午後3時59分)

議長  
再開いたします。(午後4時8分)

議長  
一指審議の案件につきましては、継続審議  
とするに「異議」ございませんか。

議長  
「異議」ございませんので、継続審議といた  
します。

議長  
日程第2議案第84号につきましては、継  
続審議中ではございませんが、再び議題と  
いたします。  
本籍に対する質疑を許します。

議長  
質疑を尽くすようでございますので、討論を  
省略し、表決を付したいと思っておりますが、「異議」  
ございませんか。

議長  
ご異議ございませんので、表決に付しま  
す。

議長 第84号は原案の通り可決  
議案第84号は原案の通り可決することに  
ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長  
ご異議ございませんので、議案第84号  
沖繩が本土復帰後適用される農業信  
用保証保険法に基づく設立された沖  
繩県農業信用基金協会(仮称)の会員  
になることについては、原案通り可決決定  
いたしました。

議長  
日程第6、議案第64号を再び議題  
といたします。

議長  
本案につきましては、継続審議中でござ  
いまして、質疑も尽きたようでごさいます  
ので、質疑を打ち切り、討論も省略した  
と思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、議案第64号は  
表決に付します。

議長

議案第64号 宜野湾市特別職の職  
員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に  
関する条例については原案の通り可決する  
ことにご異議ございませんか。

(異議なしと答へ)

議長

ご異議ございませんので、議案第64号は  
原案通り可決決定いたしました。

議長

日程第7、議案第65号につきましては前  
続審議中でございますが、再び議題とい  
たします。

議長

本案につきましては算疑も尽きたようでござい  
ますので、質疑を打ち切り討論を省略し、  
表決に付したいと思いますが、ご異議ござい  
ませんか。

議長

ご異議ございませんので、議案第65号を表  
決に付します。

議長

議案第65号 宜野湾市選挙関係人の出頭、議会の行なう調査のための出頭及び公聴会参加者等の費用弁償条例の全部を改正する条例については原案の通り可決することに異議ございませんか。

(異議なしと答ふる)

議長

ご異議ございませんので、議案第65号につきましては、原案通り可決決定いたしました。

議長

日程第8 議案第66号につきましては質疑の段階で継続審議中でございますが、質疑も終了にやうでございますので、質疑を打ち切り、討論を省略し、表決に付したいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、本案については表決に付します。

議長

議案第66号 宜野湾市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例につきましては、原案の通り可決することに異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、議案第66号につき  
おしては、原案の通り可決決定いたしました。

議長

日程第9、議案第67号 宜野湾市報酬  
及び費用弁償条例の全部を改正する条例  
は、継続審議中でありましたが再び議決  
いたします。

議長

本案につきましては、質疑を打ち切り討論  
を省略し表決に付したいと思いますが、ご異  
議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、議案第67号を  
表決に付します。

議長

議案第67号 宜野湾市報酬及び費用  
弁償条例の全部を改正する条例につきま  
しては、原案の通り可決するに、ご異議  
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、議案第67号につ  
きましては、原案通り可決決定いたしました。

議長

休憩いたします。(午後4時12分)

議長

再開いたします。(午後4時12分)  
日程第11議案第69号 宜野湾市特別  
職の職員で非常勤のもの給与及び旅費  
に関する条例につきましては、継続審議中  
でございましたが、再び議題といたします。

議長

本案につきましては、質疑を打ち切り、討  
論を省略し、表決に付したいと思っておりますが、  
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、議案第69号につ  
きましては、表決に付します。

議長

議案第69号につきましては、原案の通り可  
決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長  
ご異議ありませんので、議案第69号につ  
きましては、原案通り可決決定いたしました。

議長  
日程第12、議案第70号宜野湾市教育長  
の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関  
する条例について再び議題といたします。

議長  
本案につきましては、質疑を打ち切り、討  
論を省略し、表決に付したいと思いますが、ご  
異議ございませんか。

議長  
ご異議ございませんので、議案第70号につ  
きましては、表決に付します。

議長  
議案第70号宜野湾市教育長の給与  
勤務時間、その他の勤務条件に関する条例  
について原案通り可決することに、ご異議ござ  
いせんか。

(異議なしと仰ぶ)

議長  
ご異議ございませんので、議案第70号は原  
案通り可決決定いたしました。

議長  
日程第13. 議案第71号 宜野湾市手数料  
金及び使用料徴収条例の全部を改正  
する条例について再び上程いたします。

議長  
本案につきましては、質疑並びに討論  
を省略したいと思いますが、ご異議ござい  
ませんか。

議長  
ご異議ありませんので議案第71号を表決  
に行します。

議長  
議案第71号 宜野湾市手数料及び使  
用料徴収条例の全部を改正する条例につ  
きましては原案通り可決することにご異議  
ございませんか。

(異議なしと仰る)

議長  
ご異議ありませんので議案第71号は原案  
通り可決決定いたしました。

議長  
日程第15. 議案第73号 宜野湾市清掃  
条例の一部を改正する条例についてを再び



議題といたします。

議長  
本案につきましては、質疑を打ち切り討論  
を省略し、表決に付したいと思っておりますが、ご異  
議ございませんか。

議長  
ご異議ありませんので、議案第73号を表  
決に付します。

議長  
議案第73号 宜野湾市清掃条例  
の一部を改正する条例につきましては、原案  
通り可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしと答ふ)

議長  
ご異議ありませんので、議案第73号は原案  
通り可決決定いたしました。

議長  
日程第16 議案第74号 宜野湾市国民年金  
印紙購入基金の設置及び管理に関する  
条例を再び議題といたします。

議長  
本案につきましては、質疑を打ち切り討論

を省略し、表決に付した」と思いますが、ご  
異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、議案第74号を表決  
に付します。

議長

議案第74号 宜野湾市国民年金印紙  
購入基金の設置及び管理に関する条例  
につきましては、原案通り可決することに、ご異  
議ありませんか。

(異議なしと仰る)

議長

ご異議ありませんので、議案第74号は、  
原案通り可決決定いたしました。

議長

日程第17、議案第75号につきましては、  
継続審議の中でございましたが、再び議  
題といたします。

議長

本案につきましては、質疑を打ち切り、討論  
を省略し、表決に付した」と思いますが、ご異  
議ありませんか。

議長  
ご異議ありませんので、議案第75号を表決  
に付します。

議長  
議案第75号、コガ市、浦添市、宜野湾市、  
具志川市、石川市及び中頭郡老人福祉  
センター運営協議会の設置については原  
案通り可決するに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長  
ご異議ありませんので、議案第75号に  
つきましては原案通り可決決定いたしまし  
た。

議長  
日程第18、議案第76号、宜野湾市消防  
団員の定員、任免、給与、服制等に関す  
る条例の全部を改正する条例につきましては、  
再び、議題といたします。

議長  
本案につきましては、質疑を打ち切り、討  
論を省略し表決に付したいと思っておりますが、  
ご異議ありませんか。

議長

ご異議ありませんので、議案第76号を表決  
に付します

議長

議案第76号 宜野湾市消防団員の定員  
任免、給与、服務等に関する条例の全  
部を改正する条例につきまして、原案通  
り可決するに、ご異議ございませんか。

(異議なしと仰ふ)

議長

ご異議ありませんので、議案第76号は  
原案通り可決決定いたしました。

議長

休憩いたします。(午後4時18分)

議長

再開いたします。(午後4時18分)  
日程第19 議案第77号 宜野湾市水道事  
業の設置等に関する条例についてを再  
議議題といたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

第12番

2条の2項に給水区域は、市一円とする。

ただし、市長が公益上必要と認めるときは、給水区域外に分水するところとありますが、給水と分水との違いを説明願います。

営業課長

給水と分水の違いでございますけれども、給水というのは、給水条例に基づいて個々の需要者に給水することである。分水というのは、隣接市町村の水を分ける場合です。それによっておきます。

12番

別に今までも変わりはない話ですね。

営業課長

結局、一つの市町村対市町村ですから、個々の需要者に対しては、我々の業務は及びません。ただ市町村間の水の供給合というものは水分ですから水を分けるというところで、現在実際には、西原村の森川ですか、何こうに西原村と何で水を分けておきます。

12番

この場合には市の給水条例  
(爆音のため聴取不能)

営業課長

給水条例では料金のみであって、個々

のものばかりまでも何らの村長との契約  
ですから。

12番

こちらの条例は適用してない。市長が公  
益上必要と認めるときというは、例えはど  
んなことがありますか。

営業課長

隣接市町村に分水するわけでありますが何  
らの水道事業がこちらの水が使えらると、どうい  
う場合、飲料水の供給合という問題があ  
るので、区域外であって万一必要がある  
ものとして。

13番

この条例の但し書きでは、市が公益上必  
要と認める場合はできると、関係市町村  
と協同して、その結果は議会が承認しはけ  
ればいいかと、これは執行部だけの権限で  
はないと議会の決議事項だと思ってい  
ますが、いかがですか。

水道部長

おの通りでございます。二件の大体は、  
前後した話なんです。琉球大学、水が西  
原村と中城村、ちうと、宜野湾市の境に  
設置するといふ段階で、何らの保長さんです  
か、水の問題で相談にきたことがあつたんです。

ことはい前後して今の西原村の森川部  
 藩への給水の件も村長さん現宮平村長  
 さんの依頼があって政府に習いに  
 行った訳です。政府の都計課の北海道係  
 からの返答は、この契約の場合は恒久的  
 な場合は当然該当するが、これを一件  
 或いは、公益上非常に急を要するといふ様な例  
 がたくさんある、場合にこの様な場合に非常  
 に困ると、これを暫定的にとくような解釈をせ  
 てもらいたいといふような式で、この契約も何  
 らかの村の、これは給水区域の延長じゃなくて、何  
 らかの給水可能の場合には、いつでも改造お  
 といふ様な意味のあるものに暫定的な格好  
 をせ、てもらいたいといふ指導をうけてや、てお  
 ります。今の公営企業法ですか、他市町村  
 に施設する場合に、議会の同意を得な  
 ければいけないといふことは、分っております。これ  
 は当然だと思っています。しかし、これは暫定的  
 だといふような格好をせ、てもらいたいといふ  
 これは政府からの指示のものを聞いてお  
 ります。給水区域と設置すれば、永年に給  
 水にはなるんだと、この暫定的の場合には村  
 界に反対側に例を上げておりました。これは  
 ホースで水をやらんといけません。これはあ  
 くまでもホースじゃございせん。ホースのたもと  
 で、解決した方がいんじやないかといふような指  
 示もうけてや、ておりました。それからもう一つ今の  
 給水と分水の件なんですが、私もこの詳しい  
 意味までは存してないんですが、西原村の

場合非常に困った例があった訳です。  
何らの水道料金か、こちらの1%位高い訳  
なんですかね。それで、こちらの給水料金、どう  
しても条例にあてはまらずに料金しか計算でき  
ませんので、何れにしても、自分の村がやってく  
れた所よりも他市町村からうけたのが安いと  
非常に具合悪いというところが出たものだから、  
こういう給水という格と子も違わねえと。  
恒久的なものには当然、議会の議決を  
要するといふこと、当然だとも思います。

### 12番

何れにしても、この条2項はこれは市長の職  
権ではできないうと。

### 水道部長

はい、これがあたりにして、これは当然に  
の段階で出来るというところがある訳です。その  
段階では、(聴取不能)

しかしあくまでも臨時的要素を帯びた  
場合には、今のようは説くおそれと思ふで  
可か。恒久的なものには当然だとも思います。

### 議長

議長竹島にのたまうては、質疑も尽きた  
ようでありすが、質疑を打ち切り論議も  
悔略して、表決に付したいと思ふが、二  
議ごさうせんか。



(異議なしと呼び)

議長

ご異議ありませんので、議案第77号について、表決に付します。

議長

議案第77号 宜野湾市水道事業の設置等に関する条例については、原案通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼び)

議長

ご異議ありませんので、議案第77号については、原案通り可決決定いたしました。

議長

以上をもちまして、本日の日程が全部終了いたしましたので、これをもちまして終了いたします。

尚、次の本会議はあすの5月4日(木)午前10時から再開いたします。大変御苦勞さへした。

散会 (午後4時28分)